

原子力発第24559号
令和7年3月27日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
宮本喜弘

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の改正に伴う変更

2. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和7年6月6日から施行する。ただし、令和7年6月6日の前日までに原子力規制委員会の認可を受けていない場合は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

本資料のうち、枠囲みの範囲は
機密に係る事項ですので公開す
ることはできません。

伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前

4. 2 品質マネジメントシステムの文書化

4. 2. 1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系を図2、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。

- a) 品質方針および品質目標
- b) 品質マネジメントシステム計画
- c) 品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定、および手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）
- d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

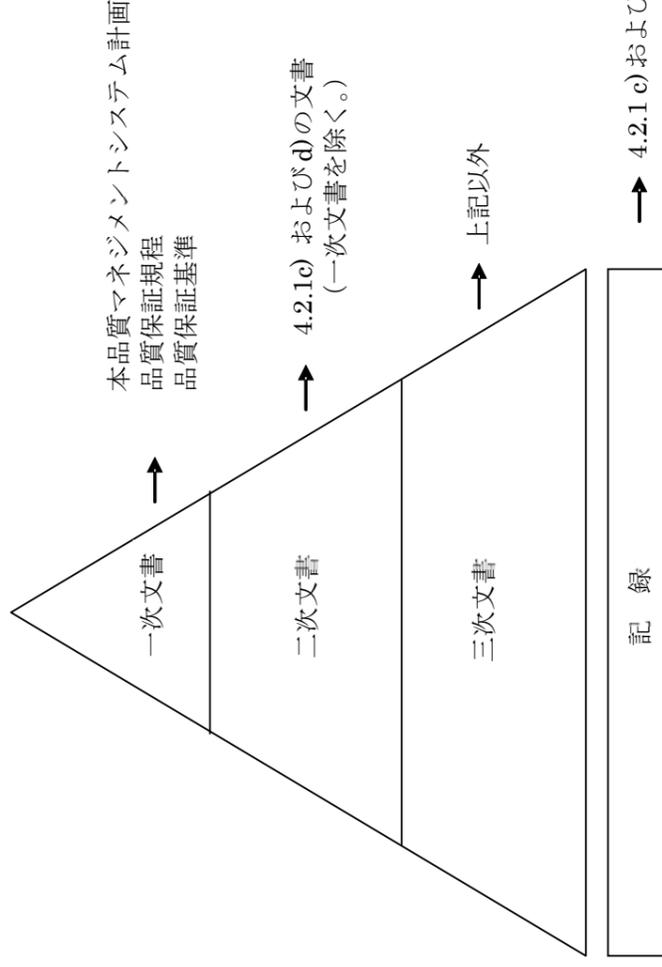


図2 品質マネジメントシステム文書体系図

変更後

4. 2 品質マネジメントシステムの文書化

4. 2. 1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系を図2、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。

- a) 品質方針および品質目標
- b) 品質マネジメントシステム計画
- c) 品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定、および手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）
- d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

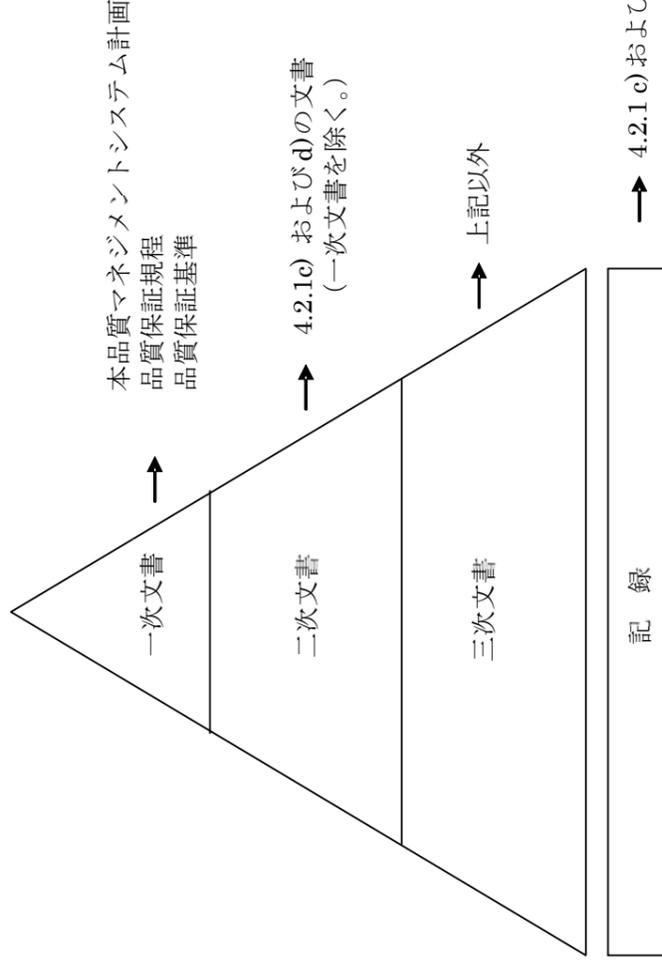


図2 品質マネジメントシステム文書体系図

備考

本頁変更なし

表1つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(2の2) 品質保証基準(2の2) 品質保証規程(2の2)	社長 原子力本部長 社長	—	— — —
6.2 要員の力量の確保および 教育訓練	d)	品質保証規程(4,5) 品質保証基準 (4,5,8,8の2,9,9の2)	社長 原子力本部長	内部品質監査要領 設計/調達管理標準 原子炉施設の高経年化対策検討要領(119の4) 高経年化対策検討標準(119の4) 新見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2の2,17の3) 保修訓練内規 運転訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規(130,131)	審査室原子力監査担当部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
6.1 資源の確保	d)	品質保証規程(4,5)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
7.1 個別業務に必要なプロセス の計画	d)	品質保証規程(2の2) 品質保証基準 (2の2,119,133)	社長 原子力本部長	運転総括内規 (12~17の6,18の2~92,96,99,100,101,119,122,125,128,130~133) 燃料管理内規 (33,40,69,71,72,74,77,79~84の2,93~98,99,99の4) 炉心管理内規(19~26,28~34,49) 放射線管理総括内規 (12の2,13,16,17,17の2の2,17の3,84,84の2,99~99の3, 100~102,104~117,119) 施設管理内規(12の2,13,16,22,24,33,35,43~48,51,55,56,58, 60~63,69,70,75,84,84の2,119)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.2 個別業務等要求事項に関 するプロセス	d)			工事管理内規(119) 化学管理総括内規(18,47) 防災計画(原子力災害編)(120~129,133) 火災防護計画(17) 緊急時対応内規(17の4~17の6) 自然災害対応内規(17の2の2,17の3) 溢水対応内規(17の2) 有毒ガス対応内規(17の3の2)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.5 個別業務の管理	d)				
7.6 監視測定のための設備 の管理	d)				
8.2.3 プロセスの監視測定	d)				
8.2.4 機器等の検査等	d)				
7.3 設計開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準(96,119) 設計/調達管理標準(原子力発電所)(119) 設計管理内規(119)	原子力部長 土木建築部長 発電所長

変更後

表 1 つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3条以外の関連条文)	制訂者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制訂者
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(2の2) 品質保証基準(2の2) 品質保証規程(2の2)	社長 原子力本部長	-	- 審査室原子力監査担当部長
6.2 要員の力量の確保および 教育訓練	d)	品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	社長 原子力本部長	設計/調達管理標準 原子炉施設の高経年化対策検討要領 高経年化対策検討標準 新見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2の2, 17の3) 保修訓練内規 運転訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130, 131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
6.1 資源の確保	d)	品質保証規程 (4, 5)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
7.1 個別業務に必要なプロセス の計画	d)	品質保証規程(2の2) 品質保証基準 (2の2, 119, 133)	社長 原子力本部長	運転総括内規 (12～17の6, 18の2～92, 96, 99, 100, 101, 119, 122, 125, 128, 130～133) 燃料管理内規 (33, 40, 69, 71, 72, 74, 77, 79～84の2, 93～98, 99, 99の4) 炉心管理内規 (19～26, 28～34, 49) 放射線管理総括内規 (12の2, 13, 16, 17, 17の2の2, 17の3, 84, 84の2, 99～99の3, 100～102, 104～117, 119)	発電所長 発電所長
7.2 個別業務等要求事項に関 するプロセス	d)			施設管理内規 (12の2, 13, 16, 22, 24, 33, 35, 43～48, 51, 55, 56, 58, 60～63, 69, 70, 75, 84, 84の2, 119)	発電所長
7.5 個別業務の管理	d)			工事管理内規 (119)	発電所長
7.6 監視測定のための設備 の管理	d)			化学管理総括内規 (18, 47) 防災計画(原子力災害編) (120～129, 133) 火災防護計画 (17) 緊急時対応内規 (17の4～17の6) 自然災害対応内規 (17の2の2, 17の3) 溢水対応内規 (17の2) 有毒ガス対応内規 (17の3の2)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
8.2.3 プロセスの監視測定	d)				
8.2.4 機器等の検査等	d)				
7.3 設計開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 (96, 119) 設計/調達管理標準(原子力発電所) (119) 設計管理内規 (119)	原子力部長 土木建築部長 発電所長

脱炭素社会の実現に
向けた電気供給体制
の確立を図るための
電気事業法等の一部
を改正する法律の本
格施行に伴う変更

表1 つづき

社内規定					
3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1 監視測定, 分析, 評価 および改善	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-
8.2.1 組織の外部の者の意見	d)				
8.5.1 継続的な改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視測定	d)	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子炉施設の高経年化対策検討要領(119の4) 高経年化対策検討標準(119の4) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2の2, 17の3) 改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 確率論的リスク評価内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.2.4 機器等の検査等	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査管理内規(119の2, 119の3)	発電所長
8.3 不適合の管理	c)	品質保証基準(133)	原子力本部長	改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領(133) 非常事態対策要領(133) 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.4 データの分析および評価	d)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置等	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 未然防止処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

変更後

表1つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1 監視測定, 分析, 評価 および改善	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-
8.2.1 組織の外部の者の意見	d)				
8.5.1 継続的な改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視測定	d)	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子炉施設の高経年化対策検討要領 高経年化対策検討標準 新知見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2, 17の3) 改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 確率論的リスク評価内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.2.4 機器等の検査等	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査管理内規(119の2, 119の3)	発電所長
8.3 不適合の管理	c)	品質保証基準(133)	原子力本部長	改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領(133) 非常事態対策要領(133) 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.4 データの分析および評価	d)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置等	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 未然防止処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う変更

変更前	変更後	備考
<p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、関係法令を遵守し、原子力発電 工物^{※1}の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工物物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて工事、維持、運用に 従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工物物の保安上必要な場合には、工事、維持、運用に従事する者に対し指示、指導・ 助言を行う。</p> <p>(3) 関係法令で定められている原子力発電工物物の検査において、あらかじめ定められた区分に基づき検 査の指導および監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う検査には、あらかじめ定められた区分に基づき検査への立会または 検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関 係する主任技術者と協議する。</p> <p>※1：原子力発電工物物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工物物のうち、<u>電気事業法第106 条</u>に定める原子力を原動力とする発電用の電気工物物をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、関係法令を遵守し、原子力発電 工物^{※1}の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工物物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて工事、維持、運用に 従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工物物の保安上必要な場合には、工事、維持、運用に従事する者に対し指示、指導・ 助言を行う。</p> <p>(3) 関係法令で定められている原子力発電工物物の検査において、あらかじめ定められた区分に基づき検 査の指導および監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う検査には、あらかじめ定められた区分に基づき検査への立会または 検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関 係する主任技術者と協議する。</p> <p>※1：原子力発電工物物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工物物のうち、<u>電気事業法第27条 の29の2</u>に定める原子力を原動力とする発電用の電気工物物をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>備考</p> <p>脱炭素社会の実現に 向けた電気供給体制 の確立を図るための 電気事業法等の一部 を改正する法律の本 格施行に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(施設管理計画)</p> <p>第119条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第119条の4に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき安全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第119条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(3) (1)、(2)においては、原子炉等規制法第43条の3の32第1項または第3項で認可を受けた長期施設管理計画(同法同条第4項の規定による変更の認可を受けた場合、または第7項の規定による届出を実施した場合は、その変更後のもの)に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものを反映する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき安全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 組織は、運転開始日から起算して30年を経過したプラントを地震、事故等により長期停止する場合においては、長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を考慮した特別な措置を定める。また、長期停止が継続し、当該評価の実施後10年を超えない期間毎およびその期間中に当該評価の際に設定した条件または評価方法を変更する必要がある場合は当該評価を見直す。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>10. 保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保全活動管理指標の監視結果 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 トラブールなど運転経験 高経年化技術評価結果 他プラントのトラブールおよび経年劣化傾向に係るデータ リスク情報、科学的知見 <p>(以下略)</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2 長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>10. 保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保全活動管理指標の監視結果 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 トラブールなど運転経験 長期施設管理計画および6.3(3)に基づき行った長期的な劣化に関する評価の結果 他プラントのトラブールおよび経年劣化傾向に係るデータ リスク情報、科学的知見 <p>(以下略)</p> <p>第119条の4 削除</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う変更</p>

変更後

変更前

添付6 削除

添付6 長期施設管理方針
(第119条の4関連)

(1) 長期施設管理方針 (始期：2024年12月15日，適用期間：10年間)

No.	施設管理の項目	実施時期※1
1	原子炉容器胸部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験を実施する。	中長期
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数を確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期

※1：実施時期における，短期とは，2024年12月15日からの5年間，中長期とは，2024年12月15日からの10年間をいう。

備考

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う変更

変更前	変更後	備考
(中略)	<p>(中略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和7年6月6日から施行する。ただし、令和7年6月6日の前日までに原子力規制委員会の認可を受けていない場合は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p>	附則の追加